

令和3年第9回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年9月22日（水）午前9時55分から10時30分

2. 場 所 大豊町役場 第1会議室

3. 出席委員（9人）

委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	4番	小川 進
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（1人）

5番 北村 栄治

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 非農地証明願について

第3 非農地証明願について

第4 非農地証明願について

第5 農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の諮問について

第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 宮岡 秀学

書記 小笠原 豊

7. 会 議

ただいまより令和3年第9回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは5番北村栄治委員の1名です。

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、8番三谷晴喜委員、9番上池如夫委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第15号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第15号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■他4筆で、台帳地目は田及び畑、現況地目は雑種地です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、9月8日に担当委員の小川会長と事務局小笠原で申請者代理の立会いのもと、現地確認を行いました。14ページをご覧ください。申請地は昭和55年5月9日に農地法第5条の申請により、農地から宅地、つまりは工場へと転用の許可が下りておりました。しかし、登記簿上では転用が行われておらず、地目が農地のまま今に至ります。工場取り壊し後は雑種地化しており非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第15号について、私が担当となっておりますので、ご説明します。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地はすでに雑種地化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第15号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第15号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第3、議案第16号を議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、16ページをご覧ください。議案第16号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、9月15日に担当委員の宮川委員と事務局宮岡、小笠原で申請者本人の立会いのもと、現地確認を行いました。こちらの農地は平成30年7月の豪雨の際に山腹崩壊による土砂崩れによって農地が消失しており耕作不能となっております。非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第16号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川委員。

宮川委員

はい、3番の宮川です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地はすでに豪雨による土砂崩れにより農地が消失しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第16号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第16号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、議案第17号を議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、21ページをご覧ください。議案第17号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町 [REDACTED] 他1筆で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、9月15日に担当委員の宮川委員と事務局宮岡、小笠原で現地確認を行いました。こちらの農地は長年耕作が行われておらず、24ページにもありますとおり山林化により耕作不能となっております非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。審議の程よろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第17号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川委員。

宮川委員

はい、3番の宮川です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地はすでに山林化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第17号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第17号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。
次に日程第5、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は27ページからになります。はい、今回の利用権設定ですが、新規設定が4件、再設定が1件となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

5件の各項目を一括で説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、すべての案件が継続的に農業経営を行い、また行う予定であり本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、借受人は同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。ロの法人である場合についても、法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作に常時従事すると認められることから、問題ないと思われまます。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程をよろしく願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に、日程第6その他の件について、事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

- ・9月の農業委員会総会の日程について

署名委員 8番

署名委員 9番
